

明治大学国際教育センター長 殿

私は、以下に記載されている諸事項を理解・同意の上、吉岡奨学金マレーシア日本国際工科院(MJIT)留学プログラムに出願及び参加することを誓約します。誓約事項に反した場合、参加資格が取り消されたり、明治大学(以下、本学)の支援を受けられなくなったりしても異議申し立てはいたしません。

1. **本プログラム派遣候補者として選抜された後は、本学が正当と認めたとき以外辞退は認められない。**
2. 募集要項記載事項、参加にかかる経費、その他留学におけるリスクを理解し、事前に保証人(保護者)の了解を得て出願する。また、留学にかかる所定の費用(本学学費、海外旅行保険費、宿舍費、派遣先大学申請費用等)は、必ず定められた期日までに支払う。
3. 持病・アレルギー等健康状態に不安がある場合、事前にかかりつけ医等による診断を受け、許可を得て出願する。
4. 書類審査及び面接審査の上、参加の是非が判断される。選考結果に関する問い合わせについて、本学は応じない。
5. 派遣先国・地域の安全上の状況によって、本学が派遣の中止・延期または途中帰国勧告決定した場合は、速やかにその指示に従う。派遣中止・帰国勧告等に伴い発生した費用については学生本人が全て負担する。本学はその責任を負わない。
6. 本学において派遣候補者として選抜された者は、派遣先高等教育機関へ候補者として推薦されるが、派遣先高等教育機関による受入を保証するものではなく、派遣先高等教育機関が受入の最終決定を行う。
7. 応募書類やその他提出書類に記載された個人情報、渡航や参加手続きの目的のため、派遣先高等教育機関、海外旅行保険会社、危機管理支援サービスを提供する会社へ提供され、共有、利用される。

#### 学内選考合格後に必要な手続きに関する事項

8. 派遣先高等教育機関への出願に必要な諸手続き(必要経費の支払い、宿舍手配、パスポートや査証取得、保険加入、履修登録等)は本人が責任をもって確認し指定期日までに行う。諸手続きを全うしていないと判断された場合、参加資格の取り消し等の措置がされる場合がある。
9. 派遣先高等教育機関からの入学許可受領後は、留学に必要な諸手続き(所属学部・研究科における留学手続き、本学における奨学金受給に関する手続き、その他資格課程に関する手続き等)は責任をもって確認し、指定期日までに行う。
10. 安全保障輸出管理に関し、携行するデジタル機器等は全て本人のみが使用し、全て持ち帰ること、また、海外で提供する技術及び情報等は既に公知である、または軍事転用可能性のある設計、製造、使用にかかるものではない。

明治大学の安全保障輸出管理について: <https://www.meiji.ac.jp/koho/about/export/index.html>

11. 出発から帰国までを保険期間とする**本学指定の海外旅行保険への加入および危機管理支援サービスへの登録を行う。本学指定の海外旅行保険に加入した場合であっても、派遣先高等教育機関や派遣先国が指定する保険への加入が求められた場合は、双方の保険に加入する。**

#### 留学期間中に関する事項

12. 留学期間中は、滞在国の法令、本学及び派遣先高等教育機関の規則を遵守し、指導教員、担当者等の指示に従う。また、自覚と自己の責任において、本学の学生として恥ずかしくない行動をとる。
13. 留学期間中、災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる損害や不慮の災難について、本学は一切責任を負わない。
14. 留学期間中、留学先等で発生した学生の不注意による対物・対人の賠償については、学生本人が全ての責任を負うものとする。
15. 留学期間中、派遣先大学で定める居住先がある場合は、その居住先に滞在する。
16. 本プログラムの趣旨を理解し、派遣先大学で学業等に励み、決められた講義等を履修する。学業成績や参加姿勢に問題があり、途中帰国の措置を判断された場合はこれに従う。この場合、奨学金返還、留学後の単位認定手続きが認められない等の措置がされる場合があること及び途中帰国に伴い発生した費用等について、本学は責任を負わない。
17. 留学期間中、リスクを伴うアクティビティー(車・オートバイの運転を含む)への参加はしない。
18. 留学期間中は、本学が定める各種報告事項(現地到着報告、近況報告書提出等)を速やかに行う。
19. 留学先でのプログラム終了後、一か月以内に日本へ帰国する。

#### 留学終了後に関する事項

20. 帰国後はすみやかに学部・研究科において所定の帰国手続きを行い、本学国際教育センターの定める報告書を提出する。
21. 提出書類に含まれる個人情報を、本学が主催する海外留学説明会等の行事の案内・催行に際しての協力の要請や出席依頼、または体験談の執筆依頼などのために利用する場合があることを了承する。

#### 奨学金受給に関する事項

22. 奨学金受給に際し、留学期間中の報告書提出およびプログラム修了後に留学報告書・成績証明書の提出を行うものとする。
23. 報告書等本学が指定する書類の提出がない場合、学業成績または素行が不良となった場合、その他留学を継続できない事項が発生した場合は、奨学金の支給を停止または返還を求める場合がある。

#### 申請者記入欄:

氏名	Ⓜ	学部・研究科(課程)	
学生番号		学年・組・番号	年 組 番号

#### 保護者(保証人)記入欄:※保護者(保証人)自筆のこと

保護者(保証人)は、本誓約書に記載されている事項及び学生本人の留学プログラム参加に同意し、学生本人が誓約事項を遵守することを保証します。

署名年月日 年 月 日

氏名	Ⓜ (続柄: )	連絡先	
住所	〒		

明治大学国際教育センター長 殿

私は、以下に記載されている諸事項を理解・同意の上、吉岡奨学金マレーシア日本国際工科院(MJIT)留学プログラムに出願及び参加することを誓約します。誓約事項に反した場合、参加資格が取り消されたり、明治大学(以下、本学)の支援を受けられなくなったりしても異議申し立てはいたしません。

**24. 本プログラム派遣候補者として選抜された後は、本学が正当と認めたとき以外辞退は認められない。**

25. 募集要項記載事項、参加にかかる経費、その他留学におけるリスクを理解し、事前に保証人(保護者)の了解を得て出願する。また、留学にかかる所定の費用(本学学費、海外旅行保険費、宿舍費、派遣先大学申請費用等)は、必ず定められた期日までに支払う。
26. 持病・アレルギー等健康状態に不安がある場合、事前にかかりつけ医等による診断を受け、許可を得て出願する。
27. 書類審査及び面接審査の上、参加の是非が判断される。選考結果に関する問い合わせについて、本学は応じない。
28. 派遣先国・地域の安全上の状況によって、本学が派遣の中止・延期または途中帰国勧告決定した場合は、速やかにその指示に従う。派遣中止・帰国勧告等に伴い発生した費用については学生本人が全て負担する。本学はその責任を負わない。
29. 本学において派遣候補者として選抜された者は、派遣先高等教育機関へ候補者として推薦されるが、派遣先高等教育機関による受入を保証するものではなく、派遣先高等教育機関が受入の最終決定を行う。
30. 応募書類やその他提出書類に記載された個人情報は、渡航や参加手続きの目的のため、派遣先高等教育機関、海外旅行保険会社、危機管理支援サービスを提供する会社へ提供され、共有、利用される。

**学内選考合格後に必要な手続きに関する事項**

31. 派遣先高等教育機関への出願に必要な諸手続き(必要経費の支払い、宿舍手配、パスポートや査証取得、保険加入、履修登録等)は本人が責任をもって確認し指定期日までに行う。諸手続きを全うしていないと判断された場合、参加資格の取り消し等の措置がされる場合がある。
32. 派遣先高等教育機関からの入学許可受領後は、留学に必要な諸手続き(所属学部・研究科における留学手続き、本学における奨学金受給に関する手続き、その他資格課程に関する手続き等)は責任をもって確認し、指定期日までに行う。
33. 安全保障輸出管理に関し、携行するデジタル機器等は全て本人のみが使用し、全て持ち帰ること、また、海外で提供する技術及び情報等は既に公知である、または軍事転用可能性のある設計、製造、使用にかかるものではない。

明治大学の安全保障輸出管理について：<https://www.meiji.ac.jp/koho/about/export/index.html>

34. 出発から帰国までを保険期間とする**本学指定の海外旅行保険への加入および危機管理支援サービスへの登録を行う。本学指定の海外旅行保険に加入した場合であっても、派遣先高等教育機関や派遣先国が指定する保険への加入が求められた場合は、双方の保険に加入する。**

**留学期間中に関する事項**

35. 留学期間中は、滞在国の法令、本学及び派遣先高等教育機関の規則を遵守し、指導教員、担当者等の指示に従う。また、自覚と自己の責任において、本学の学生として恥ずかしくない行動をとる。
36. 留学期間中、災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる損害や不慮の災難について、本学は一切責任を負わない。
37. 留学期間中、留学先等で発生した学生の不注意による対物・対人の賠償については、学生本人が全ての責任を負うものとする。
38. 留学期間中、派遣先大学で定める居住先がある場合は、その居住先に滞在する。
39. 本プログラムの趣旨を理解し、派遣先大学で学業等に励み、決められた講義等を履修する。学業成績や参加姿勢に問題があり、途中帰国の措置を判断された場合はこれに従う。この場合、奨学金返還、留学後の単位認定手続きが認められない等の措置がされる場合があること及び途中帰国に伴い発生した費用等について、本学は責任を負わない。
40. 留学期間中、リスクを伴うアクティビティー(車・オートバイの運転を含む)への参加はしない。
41. 留学期間中は、本学が定める各種報告事項(現地到着報告、近況報告書提出等)を速やかに行う。
42. 留学先でのプログラム終了後、一か月以内に日本へ帰国する。

**留学終了後に関する事項**

43. 帰国後はすみやかに学部・研究科において所定の帰国手続きを行い、本学国際教育センターの定める報告書を提出する。
44. 提出書類に含まれる個人情報を、本学が主催する海外留学説明会等の行事の案内・催行に際しての協力の要請や出席依頼、または体験談の執筆依頼などのために利用する場合があることを了承する。

**奨学金受給に関する事項**

45. 奨学金受給に際し、留学期間中の報告書提出およびプログラム修了後に留学報告書・成績証明書の提出を行うものとする。
46. 報告書等本学が指定する書類の提出がない場合、学業成績または素行が不良となった場合、その他留学を継続できない事項が発生した場合は、奨学金の支給を停止または返還を求める場合がある。

**申請者記入欄:**

氏名	Ⓜ	学部・研究科(課程)	
学生番号		学年・組・番号	年 組 番号

**保護者(保証人)記入欄:※保護者(保証人)自筆のこと**

保護者(保証人)は、本誓約書に記載されている事項及び学生本人の留学プログラム参加に同意し、学生本人が誓約事項を遵守することを保証します。

署名年月日 年 月 日

氏名	Ⓜ (続柄: )	連絡先	
住所	〒		